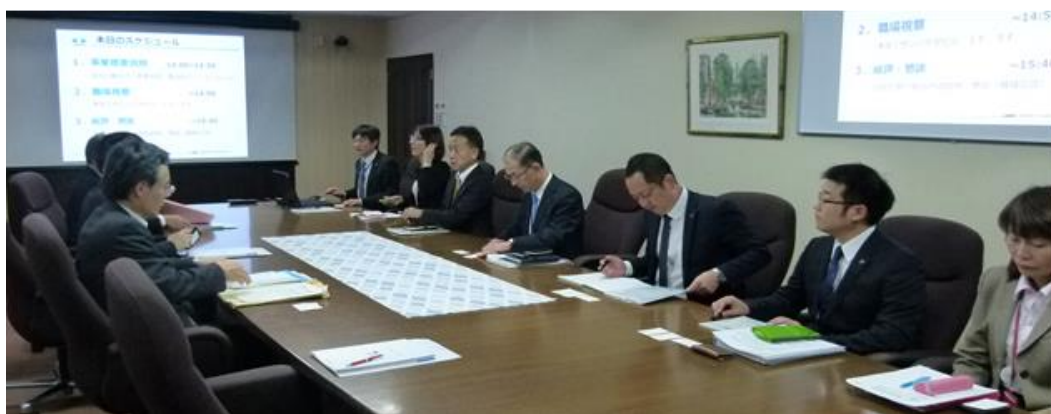


# 11月21日、神奈川県労働局長がベストプラクティス企業を訪問！ ～長時間労働削減のためには労使協力がポイント～

「過労死等防止対策推進法」（平成26年法律第100号）において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。厚生労働省では、同月間の一環として「過重労働解消キャンペーン」を実施し、長時間労働削減等過重労働解消に向けた周知・啓発等の取組を集中的に行っています。

神奈川県労働局（局長 姉崎 猛）は、同キャンペーンの一環として、平成29年11月21日（火）に、長時間労働削減に積極的に取り組んでいる「ベストプラクティス企業」としてユニプレス株式会社を訪問し、伊藤専務（労務担当役員）をはじめとした経営陣や労働組合の代表の方々と意見交換しました。



**労働局長から：**「働き方改革」に対して意見をお聞かせください。

## 企業のトップ談から

「働き方改革」は重要な時流と考えており、経営の一環と位置付け、労使で協議して推進しています。また、この取り組みは、優秀な人材を確保し、その定着を図っていくためにも不可欠なものと考えています。

業界全体、社会全体で同じ方向性で取り組むことにより、各企業の取組もさらに進んでいくものと考えています。

## 同企業労働組合談から

会社は、時間外労働・休日労働に関する協定の協議を始め、労働時間等職場環境の改善に関して、丁寧に労使協議を行ってくれています。今後も、労使一体となって職場環境等の改善を進めていきたいです。

## 選定企業について

ユニプレス株式会社 ；

本社所在地：横浜市港北区新横浜 1-19-20

同社は、車体骨格部品、トランスミッション部品、樹脂部品など自動車用プレス部品を製造するグローバル企業。経営理念は「プレスを究めて、プレスを越える」。

## ベストプラクティス企業

職場環境の改善、長時間労働の削減に積極的に取り組んでいる企業として労働局で選定した企業。



ショールームにて製品  
について説明して  
いただきました。

### 長時間労働削減等職場環境の改善に向けた取組

◆数年前から長時間労働の解消に係る取組の強化をしており、具体的にはフレックスタイム制、コアタイムなしのスーパーフレックス制の導入と適用部署拡大、交代勤務体制の変更（2交代制から3班2交代制）に伴うライン配置の人員増員等を行っている。

また、時間外・休日労働に関する協定については、法定休日労働時間を含めて時間外労働の上限時間を設定して、長時間労働が見込まれる場合に、アラートメールにより管理者へ注意喚起するなど、時間管理を徹底している。

（長時間労働の実施者数は直近3か年で毎年連続して減少している。）

◆年次有給休暇の取得促進については、計画的な取得を促すため、前年度末に、連続5日間を含めて年間8日間の計画的取得を設定させている。

◆時効となる年次有給休暇の積立制度を設けて、20日を限度として、年次有給休暇の一部を私傷病、家族介護等の際に利用できるようにしている。

◆社内保健師を2名配置し、長時間労働者への健康確認、従業員からの健康相談への対応、ストレスチェックの実施、退職者の職場復帰支援等を行っている。

◆3年ごとに職場、仕事に関する職員の満足度についての調査を実施。

☆社員の定着率 94.6%

（全国製造業の平均値 89.6%）

☆育児休業復職率 100%。

☆年次有給休暇取得率 67%

（全国平均 48.7%）



### <編集後記>

社会の動きを把握しながら、労務管理においても一歩先を行く取組意識が感じられました。社員の仕事へのやりがい、達成感を育みながら、効率的な業務推進とともに長時間労働の削減を模索し、労使一体となって取り組んでいる企業の一面が感じられる意見交換でした。